

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 // 日	
熊本県知事 木村 敬 殿	
提出者 住 所 熊本県八代市十条町1番1号 氏 名 日本製紙株式会社 八代工場 常務執行役員工場長 山邊 義貞 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0965-33-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製紙株式会社 八代工場
事業場の所在地	熊本県八代市十条町1番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	紙・パルプ・紙加工品製造業
②事業の規模	紙生産量 : 318,000 t
③従業員数	320名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	紙パルプ製造工程→各工程→廃棄物→委託処理/自社処分場 石炭・バイオマスボイラー



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者 : 工場長、同代理者 : 工場長代理



工場環境管理委員会 (委員長 : 工場長)

産業廃棄物管理責任者 (技術室・環境保全グループ長)



廃棄物担当窓口

・設備維持管理 : 技術室・環境保全グループ

・行政窓口 : 安全環境管理室・環境管理課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 ②
	排 出 量	509,609 t
	(これまでに実施した取組) ・有機性汚泥は焼却処理を行い、減量化を図っている。 ・石炭灰に関しては、主にセメント原料、外装材原料、路盤材原料として有効利用 (再生) を図っている。 焼却灰は路盤材原料や、土壌固化材として積極的に有効利用 (再生) を行っている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 ②
	排 出 量	509,000 t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用として、焼却炉のばいじんを土壌固化材や路盤材原料として委託を継続。 ・減量化として、脱水粕を石炭ボイラの燃料として使用し、化石燃料使用量の削減を継続する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ、木屑、等・・・別紙 ②
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（焼却灰）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・路盤材原料として売却。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（焼却灰）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・自社処分場への埋立		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－ t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（焼却灰）	ばいじん（石炭灰）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	6,264 t	9 t
	（これまでに実施した取組） ・減量のため、発生量削減および再生利用量増加に取り組んできた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん（焼却灰）	ばいじん（石炭灰）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	6,200 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・減量のため、発生量削減および再生利用量増加に取り組む		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	— t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・工場内での減量化強化		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全 処 理 委 託 量	－ t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	－ t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	－ t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	－ t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】							
①現状	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	処分場汚泥	廃プラ	木屑	紙屑	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物	468,831t	728t	0t	0t	22t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物	0t	0t	0t	0t	0t	
	（これまでに実施した取組） ・減量化として、脱水粕を石炭ボイラで焼却し化石燃料使用量の削減						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	処分場汚泥	廃プラ	木屑	紙屑	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物	468,000t	500t	0t	0	22t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物	0t	0t	0t	0t	0t	
（これまでに実施した取組） ・減量化対策の継続強化							

(これまでに実施した取組)